

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額
の計算等に関する明細書

			連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名		
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「46の②」)	1	円	所得の基準額の計算	連結所得金額仮計 (別表四の二「41の①」)	17	円	
	連結法人間配当等の当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2			分割前事業年度等の欠損金の損金算入額 (別表四の二「8の①」)	18		
	連結法人間配当等の当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3			受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「12」から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	19		
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23の①」及び「26の①」)	20		
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「28」の合計額)	21		
	連結法人税額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」)	6			沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「29」の合計額)	22		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「12」の合計額)	7			収用等の場合等の連結所得の特別控除額(別表十の二「18」、「31」、「34」及び「37」又は「44」)	23		
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「31」の合計額)	24		
	連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	9			特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額 (別表三の二付表「32」の合計額)	25		
	同上の25%相当額	10			課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「33」の合計額)	26		
	期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)又は (別表五の二(一)「20の①」)-(4)	11			課税対象留保金額の益金算入額 (別表三の二付表「34」の合計額)	27		
積立金基準額の計算	期中増減	適格合併等により増加した連結利益積立金額	12		連結所得等の金額 (1)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)-(27)	28		
		適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	13		所得基準額 (28)×(35%、40%又は50%)	29		
		期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14		自己資本基準額の計算 前期末の総資産の額の合計額 (別表三の二付表「40」の合計額)	30		
		積立金基準額 (10)-(14)	15		前期末の自己資本の額の合計額 (別表三の二付表「41」の合計額)	31		
		定額基準額 (1,500万円又は2,000万円)× $\frac{1}{12}$	16		前期末の自己資本比率 $\frac{(31)}{(30)}$	32		
					自己資本基準額 $(30)-(31) \times \frac{3}{7} - (31)$	33	円	
連結留保金額に対する税額の計算			税額					
課税連結留保金額				額				
年3,000万円相当額以下の金額 (35)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)				(36)の10%相当額			40	円
年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額((35)-(36))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(36))のいずれか少ない金額)				(37)の15%相当額			41	
年1億円相当額を超える金額 (35)-(36)-(37)				(38)の20%相当額			42	
計 (35) (36)+(37)+(38)				計 (40)+(41)+(42)			43	

別表三の二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合又は平成18年改正前の法（以下「旧法」といいます。）第2条第10号（定義）に規定する同族会社である連結親法人が旧法第81条の13（連結同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合若しくは平成18年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第68条の109第2項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成18年4月1日前に開始した連結事業年度について、旧措置法第68条の109第2項の規定の適用を受ける同項に規定する連結親法人にあっては、「前期末の総資産の額の合計額」では、「別表三の二付表「40」の合計額」³⁰から「前期末の自己資本比率」⁽³¹⁾₍₃₀₎³²までの各欄を記載し、その他の各欄については記載を要しません。
- 3 「連結法人税額6」の金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。
- 4 「期首連結利益積立金額」¹¹（別表五の二(一)「20の①」又は（別表五の二(一)「20の①」）-(4)）の欄は、平成18年5月1日前に開始した連結事業年度にあっては「又は（別表五の二(一)「20の①」)-(4)」を消し、同日後に開始する連結事業年度にあっては「（別表五の二(一)「20の①」）又は」を消します。
- 5 「積立金基準額15」の金額がマイナスとなる場合は、0と記載します。

なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額10」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を

- 記載します。
- 6 「定額基準額（1,500万円又は2,000万円）× $\frac{1}{12}$ 」¹⁶の欄は、連結親法人事業年度が平成18年4月1日前に開始した連結事業年度にあっては「又は2,000万円」を消し、連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度にあっては「1,500万円又は」を消し、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 7 「所得基準額（28）×（35%、40%又は50%）」²⁹の欄は、連結親法人事業年度が平成18年4月1日前に開始した連結事業年度にあっては「、40%又は50%」を消し、連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度にあっては次によります。
- (1) 当該連結事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（(2)において「中小特定同族連結法人」といいます。）にあっては、「35%、40%又は」を消します。
- (2) 中小特定同族連結法人以外の連結親法人にあっては、「35%、」及び「又は50%」を消します。
- 8 旧措置法第68条の109第2項の規定の適用を受ける連結親法人以外の連結親法人事業年度が平成18年4月1日前に開始した連結事業年度にあっては、「前期末の総資産の額の合計額」では、「別表三の二付表「40」の合計額」³⁰から「自己資本基準額」^{(30)-(31) × $\frac{3}{7} - (31)$} ³³までの各欄は記載を要しません。
- 9 「課税連結留保金額」の「36」及び「37」の各欄中、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 10 「年3,000万円相当額を超える1億円相当額以下の金額」³⁷（((35)-(36))又は（1億円× $\frac{1}{12} - (36)$ ）のいずれか少ない金額）の金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額35」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。